

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	相馬港整備効果検討業務
業 務 概 要	本業務は、相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルにおける整備効果について検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 小名浜港湾事務所長 尾崎 精一 福島県いわき市小名浜字栄町65
契 約 年 月 日	令和元年7月31日
契 約 業 者 名	株式会社ニュージェック 福島事務所
契 約 業 者 の 住 所	福島県福島市大町7-3
契 約 金 額	22,990,000 円(税込)
予 定 価 格	23,761,389 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和元年7月31日
履 行 期 間 (至)	令和2年2月28日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

令和元年度

随意契約理由書

1. 業務の名称 相馬港整備効果検討業務

2. 契約業者名 株式会社ニュージェック

3. 随意契約理由

本業務は、相馬港3号ふ頭地区国際物流ターミナルにおける整備効果について検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者の内で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・実施フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当技術者へのヒアリングにより評価を行った。

審査の結果、総合的に最も評価値が高位である株式会社ニュージェックを契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、株式会社ニュージェックと随意契約を行うものである。